なお、各地方自治体においては、将来の償還財源の計画的な確保等を図る観点から、減債基金への積立てを計画的に行っていくことが適当である。

（地方税収等の計上の適正化）

平成22年から26年までの累計で、地方税収等は3.6兆円の決算増収となっていることから、その増収を基金に積み立てるのではなく、精算する仕組みの導入について検討する必要があるとの議論がある。

地方税収等の決算額と計画額の乖離は各年度において過大・過小様々であるが、中長期的には過大・過小は概ね相殺されている（資料９）。

また、地方財政計画は、標準的な歳出・歳入に基づいて作成されており、各地方自治体が歳出を標準以下に抑制する、あるいは歳入を標準以上に確保すれば、新たな施策の財源を生み出すことが可能であるため、地方の経営努力を生み出す仕組みとなっている。仮に、決算額と計画額との乖離を精算するような仕組みを導入する場合、地方の努力を促す機能を損なうおそれがあることに留意すべきである。

なお、地方税収の見積もりは、国税収の見積もりや経済見通しを基礎としており、これらを的確に行うことが地方税収の的確な見積もりに直結するものと考える。

⑶　交付税算定の改革

地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられている経費や、国の補助事業に基づく経費であり、地方が標準的な行政サービスを行うためには、国として適切に財源保障することが不可欠である。今後とも、行政サービスの安定的な提供により、住民生活の安心・安全を確保するため、地方交付税の財源保障機能が適切に発揮される必要がある。

その上で、地方が工夫可能な歳出については、後述するクラウド化の推進や民間委託の推進等の業務改革を行い、その進捗にあわせて他団体のモデルとなるようなものを、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映すること（トップランナー方式）が考えられる。

トップランナー方式の導入に当たっては、まずは、業務改革の取組の推進があり、その上で、地方交付税法の趣旨に沿って、業務改革の推進の状況を踏まえて、合理的かつ妥当な水準における標準的な経費を単位費用に反映していくべきである。このような考え方に立って、平成28年度から、既に多くの団体が業務改革に取り組んでいる16業務について、業務改革を反映した経費水準を３～５年程度かけて段階的に単位費用の積算に反映すること等を内容とした地方交付税法の改正法が今国会で成立したところであり、この内容に沿って着実に取組を進めていくことが重要である。

また、算定に当たっては、小規模団体では民間委託等の業務改革が実施困難であったり、効果が小さい場合も考えられる。そのような地域の実情を踏まえるとともに、地方自治体への影響等を考慮する必要がある。

今後、可能なものからトップランナー方式を導入することとされている７業務[6]についても、地方交付税の財源保障機能が適切に発揮されることを前提とするとともに、標準的な経費を算定するという地方交付税法の規定に則って対処すべきである。そのため、まずは課題等を整理し、地方自治体や当該業務の所管官庁の意見を十分に聞きつつ、丁寧に導入可能性について検討を行う必要がある。

トップランナー方式の導入により生み出された財源は、社会保障に要する経費や地方における重点課題に対応するための経費に振り向けるなど、重点化・効率化を進めていくことが適当である。

また、地域の活性化等に取り組む地方を支援するために、まち・ひと・しごと創生事業費[7]の交付税の算定において、地域経済活性化等の成果を一層反映[8]すべきである。地方創生は、実際に取組を始めてからその成果が生じるまでには一定の期間が必要であり、息の長い取組が求められる。その中で、地域活性化等の成果の一層の反映に当たっては、多くの地方自治体が策定したばかりである「地方版総合戦略」の内容や、成果の実現具合、条件不利地域等の地域の実情、地方自治体の意見等を十分踏まえ検討を行うことが必要である。

２　社会保障制度改革等

⑴　地方の役割を踏まえた社会保障制度改革

少子高齢社会を迎え、医療や介護などの社会保障が行政サービスに占める割合は増大している。このため、政府の「経済・財政再生計画」において、「社会保障は歳出改革の重点分野である」とされるなど、現在、今後の療養病床の在り方も含めた医療・介護提供体制の改革、医療費・介護費の「見える化」、予防等の取組を促すインセンティブ改革、医療費の適正化など様々な検討が進められている。

社会保障制度の持続可能性を確保するためには、効率化も必要ではあるが、今般の社会保障・税一体改革の原点は、安定財源を確保し、社会保障の充実・安定化を実現することであることを忘れてはならない。

その上で、年金を除く社会保障サービスの多くは、住民に身近な地方自治体を通じて提供されており、地方自治体の果たす役割は極めて大きい。現在、地方自治体においては、地域医療構想や医療費適正化計画の策定など、地域の実情を踏まえながら改革に取り組んでいるところである。このため、社会保障制度改革を推進するに当たっては、社会保障サービスの担い手である地方自治体の意見を十分に踏まえ、実効性のあるものとすることが重要である。

⑵　国庫支出金に係るパフォーマンス指標

国庫支出金については、「経済・財政再生計画」において、「予算の所管府省庁は、自治体に対して施策に対応するパフォーマンス指標の設定を求める」との改革の方向性が示されている。これを受け、現在、パフォーマンス指標の設定や当該指標の配分への反映方法などが議論されている。

国庫支出金のうち、義務教育費国庫負担金等の国庫負担金については、地方自治体が法令に基づいて実施しなければならない事務であって、国と地方自治体相互の利害に関係がある事務のうち、なお、国が進んで経費を負担する必要があるものとして、国と地方との役割分担を前提に国が義務的に支出する経費である。このため、パフォーマンス指標の設定の対象とすることにはなじまない。今後、国庫支出金に係るパフォーマンス指標の設定等の検討に当たっては、地方への負担転嫁とならないよう、地方の意見を十分に踏まえるべきである。

３　地方行財政改革の推進

⑴　行政サービス確保のための地方自治体の業務改革

これまで地方自治体は行政サービスの多くを担い、地域や住民の期待に応えてきた。厳しい財政状況に直面する一方で、人口減少や超高齢化、公共施設や設備の老朽化など新たな課題が山積している中、地域や住民が必要とする行政サービスを的確に提供する体制の確保が不可欠である。行政として対応しなければならない政策・課題に重点的に対応するため、住民組織など地域を支える様々な団体との連携や、行政の簡素化・効率化を目的とした民間委託等の推進も求められる。

（地方行政サービス改革の推進）

質の高い行政サービスを引き続き効率的・効果的に提供するため、地方自治体においては、定型的業務を中心とした事務・事業の民間委託の推進、指定管理者制度等の活用、窓口の手続コストの最適化、給与・旅費等に関する庶務業務の集約化、自治体情報システムのクラウド化、ＰＰＰ[9]／ＰＦＩ[10]の推進等の積極的な業務改革の推進に努めることが必要である。

こうした観点から、国においては、各地方自治体のこれらの取組状況について、「見える化」及び比較可能な形での公表に取り組んでいるところである。今後、継続して毎年度フォローアップを行い、業務改革を推進するに当たっての課題や課題への対応策についても把握に努めることが重要である。

さらに、行政コストの比較を通じて行政効率を「見える化」していくことが重要である。しかしながら、「見える化」する指標をどのように設定するかについては、様々な観点から十分な検討が必要である。例えば、窓口業務に係る住民１人あたりコストを指標として設定することについては、人口の規模や繁忙期の流出入など社会動態、業務処理に用いるシステムの仕様、配置職員の雇用形態等の各種要因によって大きな影響を受けることに留意すべきである。